

# 東京都の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和 6年度	人 14,002,534	千円 8,888,808,019	千円 418,198,775	千円 1,699,495,661	% 19.1	% 18.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
令和 6年度	人 157,433	千円 638,197,791	千円 281,968,851	千円 322,656,164	千円 1,242,822,806	千円 7,894	千円 7,115

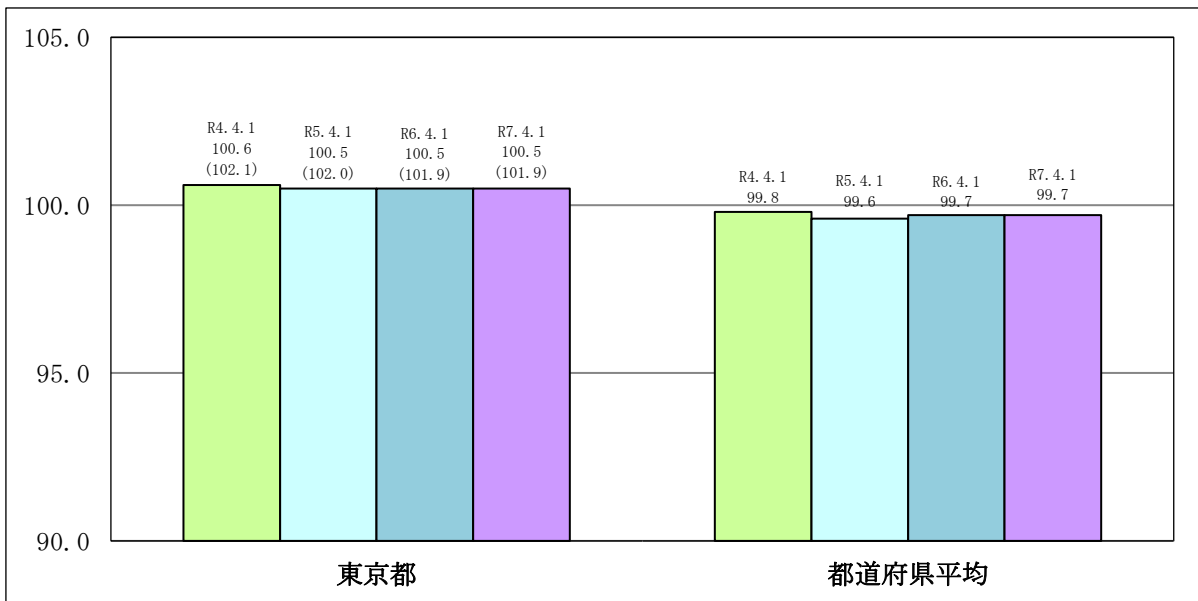
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 都道府県平均は、令和6年度地方財政状況調査によるものである。

### (3) ラスパイレス指数の状況（令和7年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレース指数を指す。地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレース指数。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 ラスパイレース指数(地域手当補正後ラスパイレース指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

**【参考】**

都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う勧告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。

令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は123.0となり都道府県で最も高い水準にある。

都においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与勧告の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	円 432,157	円 418,577	円 13,580 (3.24%)	% 3.24	% 3.24	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	月 4.90	月 4.85	月 0.05	月 0.05	月 4.90	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

**【概要】**国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

#### ア 給料表の見直し

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、4級の初号から36号までの号給をカットし、初号の給料月額の上上げを行った。（令和8年4月1日改正）

なお、5級については職責・役割に応じて定額化及び昇給制度の廃止を平成25年度から行っており、4級との給料月額の重なりのない職責に応じた給料表構造となっている。

#### イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の支給割合と同様とするため、引き続き区部・多摩地域を同率の支給割合（20%）に設定

島しょ地域においては、支給割合を16%へ段階的に引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4%、令和8年4月1日時点は10%を支給

#### ウ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に、見直しを実施

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
都道府県平均	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円

### イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円
うち清掃職員	57.8歳	16人	323,844円	460,606円	394,163円
うち用務員	53.0歳	355人	278,350円	369,864円	342,078円
うち自動車運転手	55.4歳	34人	282,832円	425,079円	350,624円
うち守衛	57.3歳	26人	297,927円	447,423円	367,785円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円

区分	民間			参考
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	48.0歳	320,600円	1.44
うち用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	48.8歳	267,400円	1.38
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	58.4歳	307,100円	1.38
うち守衛	警備員	47.3歳	304,000円	1.47

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,664,600円	4,457,900円	1.72
うち用務員	6,038,981円	3,469,000円	1.74
うち自動車運転手	6,758,550円	4,132,500円	1.64
うち守衛	7,212,465円	4,071,900円	1.77

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年から令和6年までの3か年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	42.6歳	359,466円	463,122円
都道府県平均	44.6歳	378,535円	442,107円

#### エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円
都道府県平均	41.6歳	366,616円	424,360円

#### オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
東京都	40.5歳	340,529円	541,980円	428,385円
国	41.7歳	339,095円	—	399,794円
都道府県平均	39.4歳	345,913円	494,513円	397,690円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給与の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当（時間外勤務手当）などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務

員と同じベースで再計算したものである。

4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和7年国家公務員給与等実態調査及び令和7年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500円	総合職 230,000円 一般職 220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,400円	185,700円
	中学卒	—	—
教育職	大学卒	241,700円	—
	短大卒	225,600円	—
警察職	大学卒	251,800円	総合職 264,000円 一般職 255,200円
	高校卒	220,600円	216,400円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	292,024円	387,052円	391,633円	422,156円
	高校卒	255,092円	317,558円	345,468円	364,863円
技能労務職	高校卒	249,026円	303,845円	300,514円	322,097円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	327,956円	399,564円	424,262円	436,720円
	短大卒	291,162円	362,044円	381,611円	411,176円
小・中学校 教育職	大学卒	328,127円	404,149円	429,698円	442,782円
	短大卒	311,837円	384,834円	413,168円	411,771円
警察職	大学卒	301,310円	372,958円	401,653円	426,443円
	高校卒	279,096円	345,248円	376,348円	400,029円

(注) 諸手当を含まない。

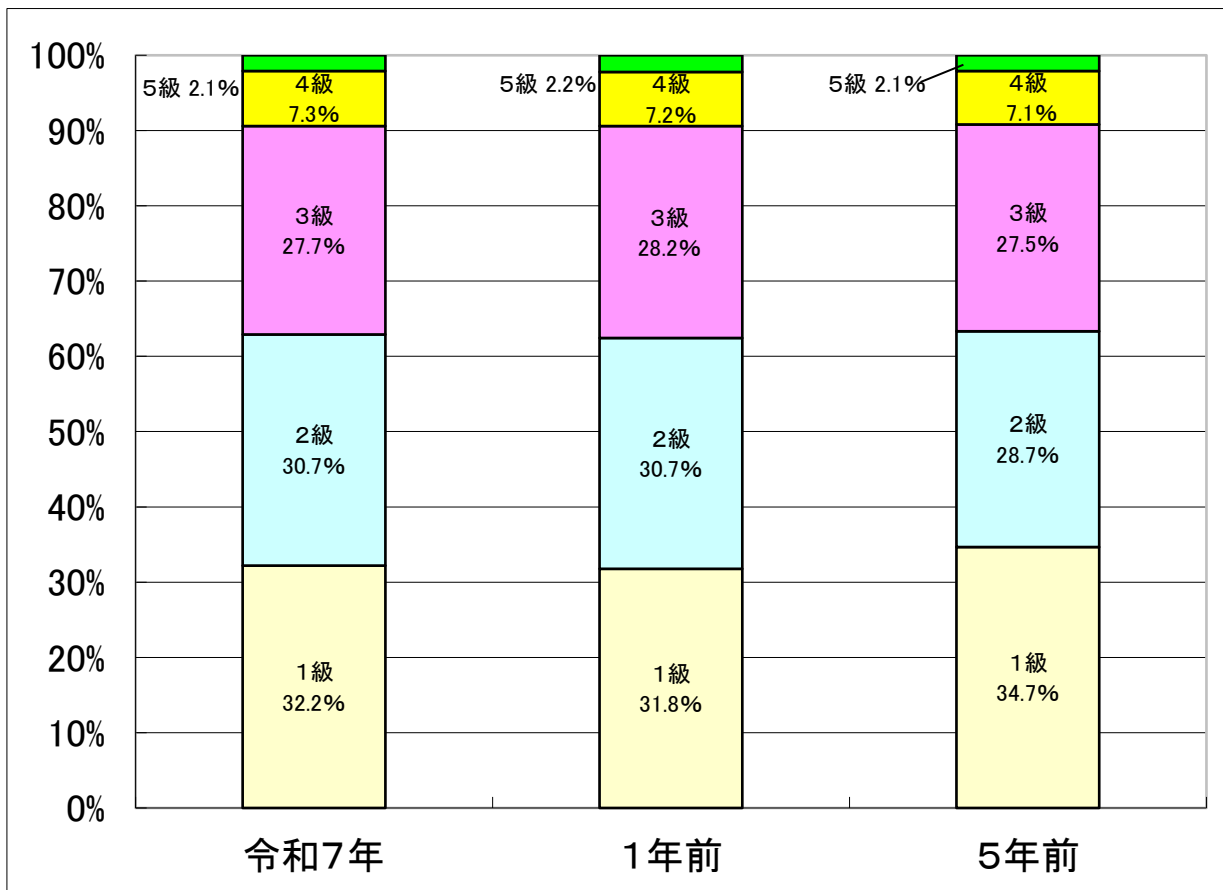
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

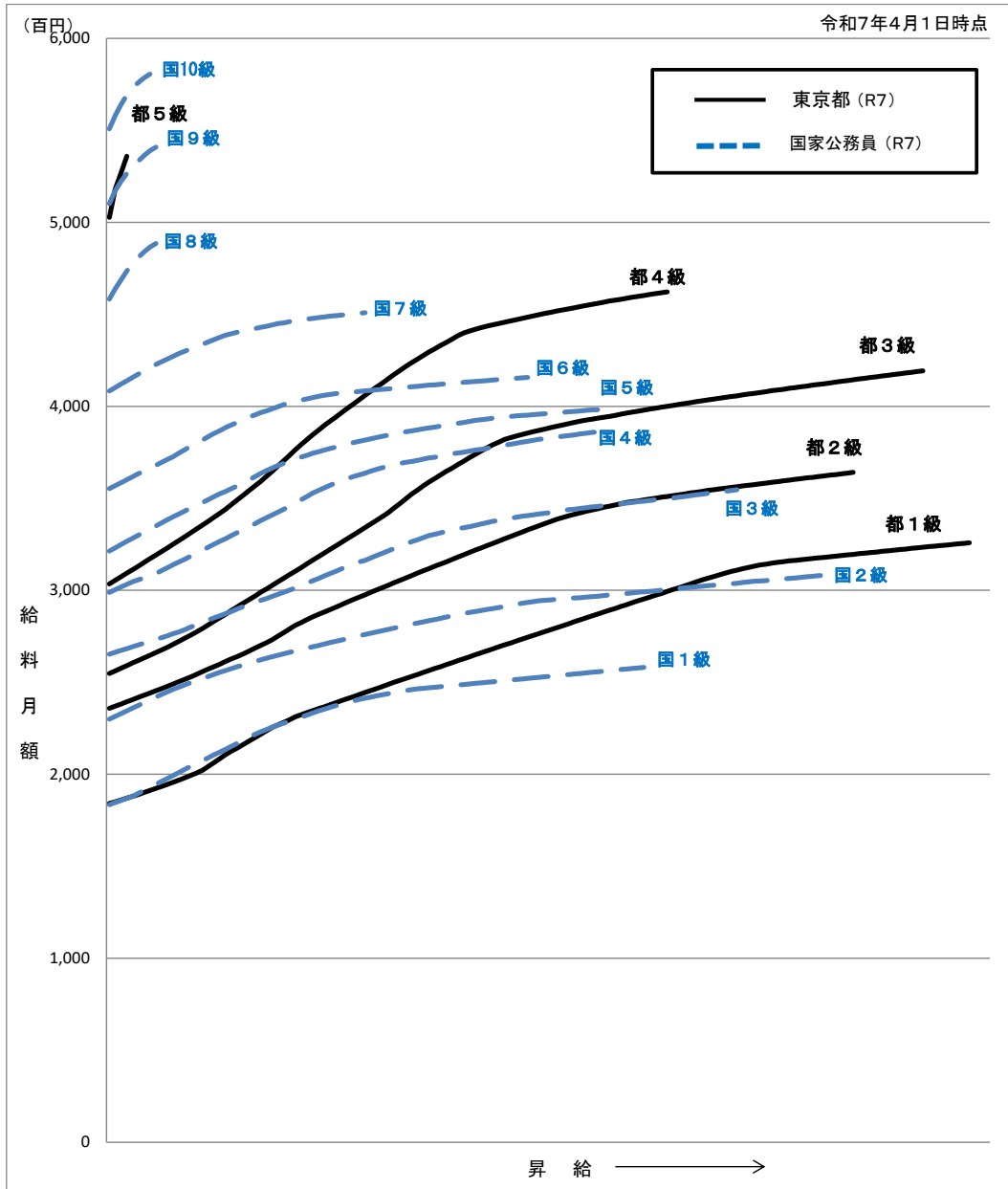
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	473人	2.1%	502,700円	535,900円
4級	課長	1,636人	7.3%	303,400円	462,200円
3級	課長代理	6,250人	27.7%	254,800円	419,300円
2級	主任	6,919人	30.7%	235,800円	364,100円
1級	主事	7,265人	32.2%	184,100円	325,800円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。</p> <p>なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況（令和7年4月1日時点） 管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。 一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。 令和7年4月1日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員数13,686名中、上位区分（5号昇給～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給））に決定された職員は3,760名（27.5%）であった。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都	国												
1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円	—												
<p>（令和6年度支給割合）</p> <table> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.50 月分</td> <td>2.35 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.40) 月分</td> <td>(1.15) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.35 月分	(1.40) 月分	(1.15) 月分	<p>（令和6年度支給割合）</p> <table> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.50 月分</td> <td>2.10 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.40) 月分</td> <td>(1.00) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.10 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.35 月分												
(1.40) 月分	(1.15) 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.10 月分												
(1.40) 月分	(1.00) 月分												
<p>（加算措置の状況）</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務段階別加算 3～20%</li> <li>・管理職加算 15～25%</li> </ul>	<p>（加算措置の状況）</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 10～25%</li> </ul>												

（注）（ ）内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況          地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。          なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和6年度中における運用）          都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、教員及び現業系職員も含む全ての職員に成績率を適用している。          管理職（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く。）については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。          一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。          令和6年12月の成績率は、部長級は10000分の22000から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の25000から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の18000から10000分の10902.5の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の17000から10000分の11025の範囲内で決定している。</p>
--

(3) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東京都			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	—		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合 2,350千円	勸奨・定年 22,346千円			

（注） 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (4) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）		131,675,731 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）		834,913 円	
支給対象地域等	支給対象職員数	支給割合	国の制度（支給割合）
特別区、医師、歯科医師	113,063 人	20 %	20 % （特別区以外の医師、 歯科医師は16%）
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	13,345 人		16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	19,052 人		15 %
立川市、三鷹市、東大和市、あきる野市	6,686 人		14 %
東久留米市、羽村市	1,496 人		10 %
武蔵村山市	570 人		7 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	568 人		4 %
袖ヶ浦市	37 人		15 %
藤沢市	2 人		14 %
市原市	32 人	12 %	9 %
八街市	3 人		3 %
鴨川市、館山市、鋸南町	143 人		2 %
大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	1,299 人	4 %	4 %
平均支給割合		19.9 %	18.4 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る理由		人事委員会勧告に基づき、地域の連続性・一体性を考慮	

(注) 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、支給対象職員に対し、国の割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

## (5) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）			8,756,385 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）			152,606 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			36.3 %	
手当の種類（手当数）			33 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務 手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁 職員	死体解剖等の業務	399,524 千円	日額 200～610 円、1 体 190～3,200 円
危険現場等作業手当、 高所危険手当、高所手 当	知事部局職員、教育庁 職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,050 千円	日額 230～940 円、1 台 150～300 円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治 療・看護等の業務	1,339 千円	日額・1 勤務 340～720 円
精神神経疾患診療等 業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置 入院に関する業務等	1,602 千円	日額 170～210 円、1 回 720～1,420 円
と畜解体作業等業務 手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業 務等	24,740 千円	日額 550～2,720 円
放射線・有害物等取扱 業務手当、放射線業務 従事手当、放射線取扱 手当、有害薬品取扱手 当	知事部局職員、学校職 員	放射線の操作業務等	6,539 千円	日額・1 勤務 180～390 円
船員勤務手当	知事部局職員	船員法の適用を受け る職員の乗船勤務	11,599 千円	日額 2,230～2,610 円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	3,516 千円	日額 190～270 円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事 務	19,024 千円	日額 360～640 円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	20,942 千円	日額 660 円
交替制勤務者等業務 手当、深夜特殊業務手 当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員、東京消防庁職 員	深夜交替制勤務等の 変則勤務	2,155,623 千円	日額・1 勤務 410～ 3,900 円、1 回 650～ 1,300 円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の療育・介護等 の業務	85,324 千円	日額・1 勤務 200～ 1,090 円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員	小笠原に所在する都 の機関の業務	19,884 千円	日額 300～700 円

指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	—	日額 4,500 円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,520 千円	日額 750～2,700 円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	1,343 千円	日額 520 円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	18,647 千円	日額 710～980 円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,372 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,866,140 千円	日額 3,000～16,000 円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,278,044 千円	日額 200～3,000 円、1件 310～410 円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	75,125 千円	日額 300～510 円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	138,901 千円	日額 370 円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	839,511 千円	日額 300～500 円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	18,859 千円	1 件 5,400 円、日額 250～5,500 円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救難・救助、国際緊急援助活動等	57,461 千円	1 回 460～840 円、日額 260～8,000 円
管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,505 千円	日額 200 円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	96,574 千円	日額 640～1,230 円、1時間 400～8,120 円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,995 千円	日額 350 円
出動手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	500,049 千円	1 回 220～900 円、日額 2,600～5,500 円

救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	1,037,672 千円	1 回 200～500 円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	8,168 千円	日額 330 円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	33,052 千円	日額 300 円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	16,741 千円	日額 220 円

(6) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和6年度普通会計決算）	59,409,034 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度普通会計決算）	376 千円
支給実績（令和5年度普通会計決算）	58,126,070 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）	371 千円

## (7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 子 11,500円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円) (2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000円 (課長級には支給されない) (3) 父母等 6,000円 (課長級は3,000円)</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1) 子 11,500円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は16,500円) (2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000円 (行(一)8級相当以上には支給されない) (3) 父母等 6,500円 (行(一)8級相当以上は3,500円)</p>	14,002,885千円	223,656円
住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給単価</p> <p>【国】 借家・借間 支給限度額 28,000円</p>	3,334,065千円	191,294円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 医師・歯科医師 ① 島しょ保健所等 148,900～315,200円 ② 都外施設等 121,200～275,700円 ③ 監察医務院 69,800～207,500円 ④ 保健所等 53,400～179,800円 ⑤ 本庁・研究所 18,500～125,200円 (2) 助産師・看護師等 900～5,800円 ※ (1)は原則、大学卒業後40年間、(2)は学校等卒業又は修業年限経過後5年間支給</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給期間</p> <p>【国】 (1) 医師・歯科医師 ① 離島・へき地 104,600～416,600円 ② 少人口市町村 88,400～370,400円 ③ 地域手当5級地以下 67,000～310,000円 ④ 地域手当4級地 46,200～252,400円 ⑤ 地域手当1～3級地 34,400～185,500円 (2) 医系技官等 18,200～51,600円 (3) 研究員等 20,000～100,000円 ※ (1)及び(2)は採用から35年間、(3)は採用から10年間支給</p>	273,912千円	1,496,787円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は、自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6か月定期券額 (1月当たり限度額150,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①～③)×6月 ① 一般：2,600～15,000円 ② 通勤不便： 3,900～29,700円 ③ 障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額150,000円)</p>	異なる	<p>交通用具使用者の支給額</p> <p>【国】 2,000～31,600円</p>	22,628,948千円	163,889円

単身赴任 手当	<p>【内容】 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～70,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	異なる	<p>距離制限、加算額</p> <p>【国】 (1) 距離制限 60 km以上 (2) 加算額 8,000～70,000 円(職員・配偶者の住宅の距離が100km以上の場合に加算)</p>	273,958 千円	641,588 円
在宅勤務 等手当	<p>【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時間(休暇等により勤務しない時間を除く。)の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給</p> <p>【支給額】 月額3,000 円</p>	異なる	<p>要件、割増賃金の算定基礎、減額の対象</p> <p>【国】 (1) 任意の期間で、3か月以上の期間を定めることが可能 (2) 算定基礎に含めない (3) 減額の対象とならない</p>	—	—
給料の特別調整額 (管理職 手当)	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合</p> <p>【国】 46,300～146,400 円</p>	9,666,302 千円	1,092,731 円
特地勤務 手当等	<p>【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 当該公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当を支給</p> <p>【支給額】 (1) 特地勤務手当 {異動等時の(給料の月額+扶養手当)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当)×1/2}×支給割合(15/100～25/100) (2) 特地勤務手当に準ずる手当 異動等時の(給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100～6/100)</p>	異なる	<p>支給割合</p> <p>【国】 (1) 特地勤務手当 4/100～25/100 (2) 特地勤務手当に準ずる手当 2/100～6/100</p>	580,572 千円	902,911 円
へき地 手当等	<p>【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する学校職員に支給 当該学校等への異動又は採用に伴って住居を移転した学校職員には、へき地手当に準ずる手当を支給</p> <p>【支給額】 (1) へき地手当 (給料の月額+扶養手当)×支給割合(15/100～25/100) (2) へき地手当に準ずる手当 (給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100～4/100)</p>			687,708 千円	1,023,375 円
定時制 通信教育 手当	<p>【内容】 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 給料月額(教職調整額を含む)×支給割合(2/100～5/100)</p>			211,500 千円	169,200 円

産業教育手当	<p>【内容】 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 給料月額（教職調整額を含む）×支給割合（4/100～8/100）</p>			213,344 千円	251,882 円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】 義務教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 1,850～8,570 円</p>			3,843,718 千円	58,803 円
農林漁業普及指導手当	<p>【内容】 農業等の改良普及事業に従事する普及指導員若しくは林業普及指導員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 管理職 14,000 円 (2) 行(一) 3級 21,000 円 (3) 行(一) 2級以下 19,500 円</p>			9,979 千円	237,595 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 管理宿直(本部当直) 6,100 円 (2) 業務宿直 6,700 円 (3) 本署当直 7,900 円 (4) 島部当直 6,700 円 (5) 学校当直 6,200 円 (6) 医師宿直 30,000 円</p>	異なる	支給単価、支給対象者 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400 円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400 円 (3) 医師当直 21,000 円 (4) 常直 22,000 円 ※5時間未満は1/2の額	1,000,108 千円	157,995 円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 指定職給料表適用職員・管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2) 2,000～9,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、3,000～13,500 円)</p>	異なる	支給単価 【国】 (1) 6,000～18,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、9,000～27,000 円) (2) 3,000～9,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、4,500～13,500 円)	213,829 千円	327,456 円
夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	同じ	—	6,869,315 千円	141,878 円
休日給	<p>【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×135/100</p>	同じ	—	18,329,043 千円	995,927 円
寒冷地手当	<p>【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(11～3月のみ)</p>	同じ	—	—	—

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	738,000 円 (1,476,000 円)		
	副 知 事	1,205,000 円		
	教 育 長	1,122,000 円		
報 酬	議 長	1,030,400 円 (1,288,000 円)		
	副 議 長	929,600 円 (1,162,000 円)		
	議 員	828,800 円 (1,036,000 円)		
期 末 手 当	知 事	(令和6年度支給割合)		
		3.65月分		
		3.65月分		
	副 知 事	(令和6年度支給割合)		
		3.65月分		
		3.65月分		
教 育 長	(令和6年度支給割合)			
	3.65月分			
	3.65月分			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×50/100	3,542万円	任期ごと
	副 知 事	給料月額×在職月数×40/100	2,314万円	任期ごと
	教 育 長	給料月額×在職月数×26/100	1,050万円	任期ごと

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 5 知事、議長、副議長及び議員は、特例条例により、給料・報酬等を減額している。  
（ ）内は、減額前の月額である。

## 6 職員数の状況

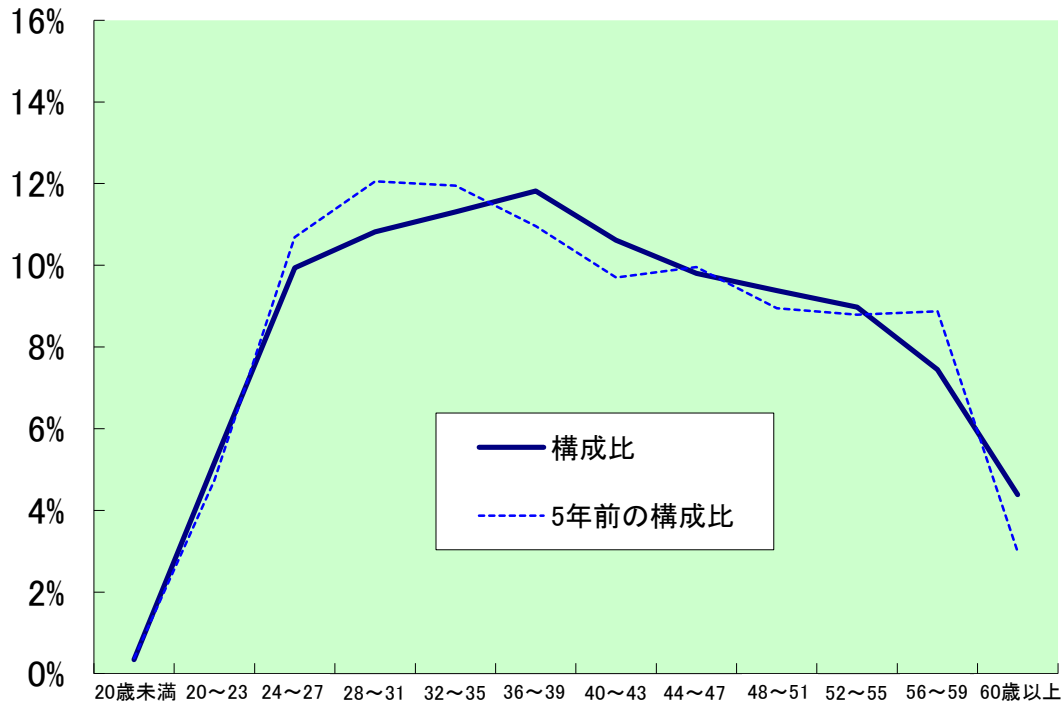
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	147人	144人	3人	増加理由：児童相談体制の強化、子ども子育て支援関連、東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックの開催関連の増等 減少理由：業務執行体制の見直し等
		総 務	4,517人	4,268人	249人	
		税 務	3,033人	3,003人	30人	
		労 働	792人	751人	41人	
		農林水産	620人	609人	11人	
		商 工	707人	677人	30人	
		土 木	5,121人	5,096人	25人	
		民 生	3,249人	3,111人	138人	
	衛 生	3,367人	3,452人	△85人		
		計	21,553人	21,111人	442人	(参考：人口10万人当たり職員数151.57人)
	教育部門	71,041人	69,844人	1,197人	実員配置の増減等	
	警察部門	46,377人	46,929人	△552人		
	消防部門	19,709人	19,549人	160人		
	小 計	158,680人	157,433人	1,247人	(参考：人口10万人当たり職員数1,115.88人)	
公営企業等会計部門	交 通	6,636人	6,672人	△36人	増加理由：業務執行体制の強化等 減少理由：業務委託の拡大等	
	水 道	3,412人	3,479人	△67人		
	下水道	2,524人	2,526人	△2人		
	その他	821人	827人	△6人		
	小 計	13,393人	13,504人	△111人		
			172,073人 [167,804人]	170,937人 [166,665人]	1,136人 [1,139人]	(参考：人口10万人当たり職員数1,210.06人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。

2 [ ]内は、条例定数の合計であり、定年前再任用短時間勤務職員を含み、退職者、派遣職員及び会計年度任用職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	592	8,901	17,097	18,620	19,452	20,332	18,265	16,872	16,145	15,438	12,812	7,547	172,073

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	20,000	20,351	19,876	20,837	21,111	21,553	1,553 (7.8%)
教育	67,293	68,179	67,920	68,499	69,844	71,041	3,748 (5.6%)
警察	48,236	47,583	47,745	47,346	46,929	46,377	△1,859 (△3.9%)
消防	18,882	18,890	19,053	19,272	19,549	19,709	827 (4.4%)
普通会計計	154,411	155,003	154,594	155,954	157,433	158,680	4,269 (2.8%)
公営企業等会計計	20,872	20,969	20,879	13,521	13,504	13,393	△7,479 (△35.8%)
総合計	175,283	175,972	175,473	169,475	170,937	172,073	△3,210 (△1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 交通事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 54,806,910	千円 2,082,692	千円 26,942,005	% 49.2	% 50.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2,899	千円 9,906,197	千円 6,508,322	千円 4,738,017	千円 21,152,536	千円 7,296	千円 7,555

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 4 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	44.7 歳	343,684 円	596,248 円
団体平均	45.4 歳	356,532 円	612,204 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

#### (うちバス事業運転手)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東 京 都	48.5 歳	1,736 人	321,345 円	559,699 円
団体平均	45.3 歳	1,157 人	310,136 円	537,104 円

区分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
東 京 都	バス運転者	53.5 歳	377,800 円	1.48
団体平均	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
東京都	6,716,384 円	5,411,500 円	1.24

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年から令和6年までの3か年平均）
- 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）												
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,548 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053千円												
(令和6年度支給割合) <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">期末手当</td> <td style="text-align:center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">2.50 月分</td> <td style="text-align:center;">2.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(1.40) 月分</td> <td style="text-align:center;">(1.15) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.35 月分	(1.40) 月分	(1.15) 月分	(令和6年度支給割合) <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">期末手当</td> <td style="text-align:center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">2.50 月分</td> <td style="text-align:center;">2.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(1.40) 月分</td> <td style="text-align:center;">(1.15) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.35 月分	(1.40) 月分	(1.15) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.35 月分												
(1.40) 月分	(1.15) 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.35 月分												
(1.40) 月分	(1.15) 月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%												

- (注) ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

## (イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 1,724千円 16,884千円			1人当たり平均支給額 2,350千円 22,346千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,044,817千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		677,990円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
特別区、青梅市	20.0%	3,022人	20.0%

## (エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		177,302千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		75,738円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		76.9%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等業務手当	乗務員、交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	173,730千円	1勤務450～1,200円 待機10分につき50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	3,571千円	日額200～230円 1件につき1,000円

## (オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和6年度決算）	3,436,312千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1,129千円
支給実績（令和5年度決算）	3,372,670千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,151千円

（注） 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 子 11,500円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円） (2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000円（課長級には支給されない） (3) 父母等 6,000円（課長級は3,000円）</p>	同じ	—	289,017千円	192,807円
住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	同じ	—	15,756千円	189,836円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給</p> <p>【支給額】 53,400～179,800円 ※ 原則、大学卒業後40年間</p>	同じ	—	189千円	※
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は、自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6か月定期券額（1月当たり限度額150,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①、②）×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額150,000円）</p>	同じ	—	405,199千円	136,707円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～70,000円 （職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	—	—
在宅勤務等手当	<p>【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時間（休暇等により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月</p>	同じ	—	—	—

	当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給 【支給額】 月額 3,000 円				
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	35,155 千円	1,065,304 円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,100 円	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 指定職給料表適用職員・管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円 (勤務時間が 6 時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2) 2,000～9,000 円 (勤務時間が 6 時間超の場合は、3,000～13,500 円)	同じ	—	—	—
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	64,690 千円	44,924 円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員 1 人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 142,608,590	千円 26,382,694	千円 37,216,314	% 26.1	% 25.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 3,615	千円 13,872,546	千円 8,470,184	千円 6,934,267	千円 29,276,997	千円 8,099	千円 8,099

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
4 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	44.9 歳	384,901 円	661,195 円
団体平均	44.9 歳	382,396 円	656,803 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(うち地下鉄運転士)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東 京 都	48.8 歳	676 人	380,573 円	652,137 円

区分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
全 国 計	鉄道運転従事者	41.9 歳	416,000 円	1.57

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
東京都	7,825,642 円	6,306,000 円	1.24

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年から令和6年までの3か年平均）。
- 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。
- 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 4 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,855 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

##### (イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東京都	参考（東京都の知事部局等）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.00月分 23.00月分 勤続25年 30.50月分 30.50月分 勤続35年 43.00月分 43.00月分 最高限度額 43.00月分 43.00月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.00月分 23.00月分 勤続25年 30.50月分 30.50月分 勤続35年 43.00月分 43.00月分 最高限度額 43.00月分 43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 3,827千円 19,507千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,350千円 22,346千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,856,474 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		768,282 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給割合）
特別区	20.0 %	3,689 人	20.0 %
市川市	20.0 %	54 人	当該地域に公署なし

## (エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		247,465 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		84,488 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		78.2 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
交替制勤務者等業務手当	乗務員、交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	238,867 千円	1 勤務 450 ~ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	8,598 千円	日額 200~230 円 1 件につき 1,000 円

## (オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和6年度決算）	3,644,488 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	973 千円
支給実績（令和5年度決算）	3,470,495 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	946 千円

(注) 休日給を含む。

## (カ) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 子 11,500円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円) (2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000円 (課長級には支給されない) (3) 父母等 6,000円 (課長級は3,000円)</p>	同じ	—	317,976千円	198,984円
住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	同じ	—	48,229千円	186,936円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給</p> <p>【支給額】 53,400～179,800円 ※ 原則、大学卒業後40年間</p>	同じ	—	510千円	※
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6か月定期券額 (1月当たり限度額150,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額150,000円)</p>	同じ	—	659,653千円	181,174円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限 (80km以上) を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～70,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	—	—
在宅勤務等手当	<p>【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時</p>	同じ	—	—	—

	間（休暇等により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給 【支給額】 月額3,000円				
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800円	同じ	—	83,785千円	1,147,744円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,100円	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 指定職給料表適用職員・管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円） (2) 2,000～9,000円（勤務時間が6時間超の場合は、3,000～13,500円）	同じ	—	—	—
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	547,363千円	192,462円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 999,832	千円 1,169,282	千円 167,370	% 16.7	% 16.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 17	千円 70,918	千円 30,690	千円 35,875	千円 137,483	千円 8,087	千円 6,972

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
4 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	40.9 歳	404,890 円	647,087 円
団体平均	46.1 歳	367,766 円	579,434 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,993 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 ※			1人当たり平均支給額 2,350千円 22,346千円		

（注）1 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		14,882 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		875,424 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
特別区、青梅市	20.0 %	17 人	20.0 %

## (エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			12 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			※	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			※	
手当の種類（手当数）			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
交替制勤務者等 業務手当	交替勤務職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 変則勤務	12 千円	1 勤務 450 ～ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	—	日額 200～230 円 1 件につき 1,000 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額及び職員全体に占める手当支給職員の割合を算出できない。

## (オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和6年度決算）	9,308 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	548 千円
支給実績（令和5年度決算）	11,969 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	630 千円

(注) 休日給を含む。

## (カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	<b>【内容】</b> 扶養親族を有する職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 子 11,500 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円） (2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000 円（課長級には支給されない） (3) 父母等 6,000 円（課長級は3,000円）	同じ	—	1,264 千円	157,964 円
住居手当	<b>【内容】</b> 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない <b>【支給額】</b> 15,000 円	同じ	—	196 千円	196,441 円

初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給</p> <p>【支給額】 53,400～179,800 円 ※ 原則、大学卒業後 40 年間</p>	同じ	—	3 千円	※
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は、自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6 か月定期券額 (1 月当たり限度額 150,000 円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6 月 ①一般：2,600～15,000 円 ②障害者：4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1 月当たり限度額 150,000 円)</p>	同じ	—	2,568 千円	135,135 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限 (80 km 以上) を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～70,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	—	—
在宅勤務等手当	<p>【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時間 (休暇等により勤務しない時間を除く。)の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給</p> <p>【支給額】 月額 3,000 円</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	同じ	—	2,181 千円	1,090,678 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,100 円</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 指定職給料表適用職員・管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円 (勤務時間が 6 時間超の場合は、6,000～27,000</p>	同じ	—	—	—

	円) (2) 2,000～9,000円(勤務時間が6時間超の場合は、3,000～13,500円)				
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	28千円	※

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 336,825,310	千円 1,230,282	千円 32,434,246	% 9.6	% 9.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 3,508	千円 12,943,815	千円 6,250,226	千円 6,516,700	千円 25,710,741	千円 7,329	千円 7,100

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
4 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	43.5 歳	389,559 円	610,826 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,913 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 2,398千円 21,948千円			1人当たり平均支給額 2,350千円 22,346千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		2,670,992 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		780,307 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	3,233 人	20.0 %
朝霞市、三郷市	20.0 %	190 人	当該地域に公署なし

## (エ) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		34,589 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		57,648 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		17.1 %		
手当の種類 (手当数)		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅん隄な山地等における実作業等	218 千円	日額 370 円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	97 千円	1時間 73 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	5,663 千円	1時間 40~500 円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	17,068 千円	1勤務 400~1,100 円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	11,542 千円	1枚 10~75 円

## (オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和6年度決算）	2,369,814 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	674 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,662,139 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	754 千円

(注) 休日給を含む。

## (カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<b>【内容】</b> 扶養親族を有する職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 子 11,500 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円） (2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000 円（課長級には支給されない） (3) 父母等 6,000 円（課長級は3,000円）	同じ	—	241,608 千円	200,173 円
住居手当	<b>【内容】</b> 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない <b>【支給額】</b> 15,000 円	同じ	—	77,236 千円	180,459 円
通勤手当	<b>【内容】</b> 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 交通機関等利用者 原則として、6か月定期券額（1月当たり限度額150,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①～③）×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②通勤不便：3,900～29,700円 ③障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額150,000円）	同じ	—	608,603 千円	183,924 円
単身赴任手当	<b>【内容】</b> 公署を異にする異動等、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～70,000 円 （職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）	同じ	—	—	—

在宅勤務等手当	<p>【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時間（休暇等により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給</p> <p>【支給額】 月額3,000円</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600円</p>	同じ	—	158,002千円	1,082,203円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,100円</p>	同じ	—	31,311千円	75,814円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】</p> <p>(1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>(2) 指定職給料表適用職員・管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午後10時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】</p> <p>(1) 4,000～18,000円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円）</p> <p>(2) 2,000～9,000円（勤務時間が6時間超の場合は、3,000～13,500円）</p>	同じ	—	2,834千円	257,609円
夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	同じ	—	57,543千円	233,915円
寒冷地手当	<p>【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給（11～3月のみ）</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 世帯主 ①同居扶養親族有 6,100円 ②同居扶養親族無 3,300円</p> <p>(2) その他 2,400円</p>	同じ	—	—	—

(5) 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 375,729,147	千円 7,451,863	千円 21,974,267	% 5.8	% 6.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2,490	千円 9,302,077	千円 4,190,022	千円 3,959,371	千円 17,451,470	千円 7,009	千円 7,007

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
4 都道府県平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	41.5 歳	392,151 円	609,222 円
団体平均	44.6 歳	374,475 円	574,862 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、令和6年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における下水道事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,608 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,053 千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、定年前再任用短時間職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 2,203千円 23,255千円			1人当たり平均支給額 2,350千円 22,346千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,922,791 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		737,549 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	2,507 人	20.0 %

## (エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		42,818 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		61,081 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		28.0 %		
手当の種類（手当数）		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
調査・折衝等業務 手当	下水道事務所職員	下水道使用調査業 務	1,076 千円	日額 200～365 円
管きょ・センター 作業手当	水再生センター、 下水道事務所、基 幹施設再構築事務 所職員	管きょ内維持管理 作業、汚水・汚泥処 理作業	20,951 千円	日額 300～550 円
危険現場作業手当	水再生センター、 下水道事務所職員	高所・地下作業、高 圧電気作業	2,107 千円	1時間 100～120 円 （電気主任技術者 として選任された 者 日額 160 円）
変則勤務手当	水再生センター、 下水道事務所職員	三交替勤務、夜間 工事監督	18,684 千円	1勤務 210～460 円 1夜間勤務 1,500 円

## (オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和6年度決算）	1,308,791 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	550 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,352,449 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	566 千円

(注) 休日給を含む。

## (カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 11,500 円（子が満16歳年 度初めから満22歳年度末までの 場合は15,500 円） (2) 配偶者又はパートナーシップ 関係の相手方 3,000 円（課長級 には支給されない） (3) 父母等 6,000 円（課長級は 3,000 円）	同じ	—	173,076 千円	195,787 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り 受け、月額15,000 円以上の家賃を 払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員 にのみ支給し、管理職には支給され ない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	69,992 千円	181,326 円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6か月定期券額(1月当たり限度額150,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①~③)×6月 ①一般：2,600~15,000円 ②通勤不便：3,900~29,700円 ③障害者：4,500~37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額150,000円)</p>	同じ	—	394,880 千円	165,499 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000~70,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	836 千円	418,000 円
在宅勤務等手当	<p>【内容】 在宅勤務を実施する職員の自宅又は要介護者の自宅等で、正規の勤務時間(休暇等により勤務しない時間を除く。)の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給</p> <p>【支給額】 月額3,000円</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600~129,600円</p>	同じ	—	138,802 千円	1,110,416 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,100円</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 指定職給料表適用職員・管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 4,000~18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000~27,000円) (2) 2,000~9,000円(勤務時間が6時間超の場合は、3,000~13,500円)</p>	同じ	—	1,268 千円	13,634 円

夜勤手当	<p>【内容】        正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】        勤務 1 時間当たりの給料等の額×        25/100</p>	同じ	—	97,279 千円	287,808 円
------	---	----	---	-----------	-----------